

## 新宿区における低入札価格調査制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、新宿区が発注する工事請負契約の入札において、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格の調査を実施するにあたり、その手続き等に関する必要事項について定めるものとする。

### (低入札価格の調査)

第2条 低入札価格の調査は、第4条に定める調査基準価格を下回る価格による入札があった場合に、その入札価格によって当該契約の内容に適合した履行が可能か否かを、具体的に調査し決定することを目的とする。

### (調査対象工事)

第3条 本要綱は、予定価格が1000万円以上の工事に適用する。

### (調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内において、材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、発注工事ごとに適正に定める。

### (調査判断価格及び失格基準価格)

第5条 前条の規定による調査基準価格を下回る入札があった場合は、次に掲げる各号に従い低入札価格調査の実施を判断する「調査判断価格」及び調査することなく落札しない「失格基準価格」を設定する。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合でも有効入札参加者の数が2者に満たないときは、入札金額に関わらず低入札価格調査を実施する。

(1) 次に掲げる入札参加者の数に応じた平均値（以下「上位者平均価格」という。）を算定する。ただし、入札参加資格要件を満たさない者の入札は除く。

ア. 9者以上の場合 入札価格順に最低者から入札参加業者の6割（小数点以下切上げ）までの入札価格の平均値

イ. 6者以上8者以下の場合 入札価格順に最低者から5者までの入札価格の平均値

ウ. 2者以上5者以下の場合 全入札参加者の入札価格の平均値

(2) 調査判断価格は、上位者平均価格に95／100を乗じて算定する。

(3) 失格基準価格は、上位者平均価格に90／100を乗じて算定する。

(4) 第1号から第3号の規定により算定する価格は1円単位とし、1円未満は切り捨てるものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第 6 条 低入札価格調査を適正に行うため、調査基準価格未満の入札があった場合は、その履行の可否を審査する、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を総務部契約管財課に設置する。

2 委員会は、委員長と委員をもって組織し、次号に掲げる職にあるものをもって構成する。また、委員長は、特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

なお、予定価格が 5000 万円以上でかつ入札額が調査基準価格の下限（予定価格の 10 分の 7.5）を下回る等の場合は、第 2 号に掲げる職にあるものをもって構成する委員会が調査を行うものとする。

(1) 委員長 契約管財課長

委 員 当該工事を主幹する課長、当該工事主管係長及び契約係長

(2) 委員長 総務部長

委 員 みどり土木部長、都市計画部長、契約管財課長及び当該工事を主幹する  
課長

(落札決定の保留)

第 7 条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合には、入札者に対してその場で落札の決定を保留する旨を宣言するとともに、落札者は調査の結果、後日決定することを周知し、入札を終了する。

(工事主管課長への連絡及び協力依頼)

第 8 条 契約管財課長は、調査基準価格を下回る入札があった場合、直ちに工事等を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）へ連絡し、調査スケジュール等を調整する。

(調査の実施)

第 9 条 委員会は、次に掲げる事項に基づき調査を行う。

(1) 委員会は、入札の結果、第 5 条の規定により算定した失格基準価格を下回る入札が行なわれた場合には、次項に規定する調査を行うことなく、当該入札に対し直ちに失格と判断するものとする。

(2) 委員会は、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者（施工能力等審査型総合評価方式の場合にあっては、評価点の最も高い者。以下同じ。）の入札金額が、第 5 条の規定により算定した失格基準価格以上で調査判断価格未満の場合、次により低入札価格調査を行う。

なお、最低の価格をもって入札した者の入札金額が、第 5 条の規定により算定した調査判断価格以上の場合は、低入札価格調査を行うことなく、落札と判断するものと

する。

2 契約係長、契約担当者、当該工事主管係長及び担当者（以下「契約担当者等」という。）は、おおむね次に掲げる項目について調査対象者に対する調査及びヒアリングを行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 契約対象工事付近及び関連する手持ち工事の状況
- (4) 配置予定技術者
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持ち機械数の状況
- (9) 労働者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況
- (11) 第1次下請けの予定業者及び予定下請金額
- (12) 建設副産物の搬出地
- (13) 経営内容、経営状況、信用状況（建設業法違反の有無・賃金の不払い状況・下請代金の支払状況等）
- (14) その他の必要事項

（委員会への付議）

第10条 契約担当者等は、入札者への調査、ヒアリングを終了した時点で、履行の可否の審査を求めるために、低入札価格審査付議書兼審査書（別記様式1）を作成し、委員会に付議する。

（委員会の審査結果に基づく落札者の決定等）

第11条 委員会の審査結果に基づく落札者の決定等は、次の各号のいずれかの方法により行う。

- (1) 委員会の審査の結果、当該入札者の入札価格で、契約の内容に適合した履行がされると判断されたときは、当該入札者に落札者とする旨を通知する。
- (2) 委員会の審査の結果、当該入札者の入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないと判断されたときは、当該入札者を落札者とせず、入札者に落札者としない旨を通知する。

このとき、次順位者の入札金額が調査基準価格以上であれば、次順位者を落札者とするが、次順位者の入札金額が調査基準価格未満の場合は、契約担当者等は当該次順位者に対し第6条から10条までに規定する手続きを行う。

なお、入札金額が第5条の規定により算定した、失格基準価格以上でかつ調査判断

価格未満の全ての入札者を落札者としない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(決定通知までの期間)

第12条 前条に規定する当該入札者への落札の可否通知は、入札日又は調査開始日からおむね7日以内に行うものとする。

(審査結果の公表)

第13条 契約担当者等は、低入札価格調査の結果について、当該入札経過調書に低入札価格調査結果書（別記様式2）を付して閲覧に供する。

(監督及び検査の強化)

第14条 契約担当者等は、委員会の審査により落札者となった者については、契約内容の適正な履行の確保を図るため、関係機関と十分協議し、施工に当たっての監督及び検査等の強化に努めるものとする。

(庶務)

第15条 低入札価格調査委員会の庶務は、総務部契約管財課契約係が行う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施にあたり必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から、施行する。

附 則

この要綱に基づく低入札価格調査は、平成15年4月1日から、当分の間、試行する。

附 則

この要綱に基づく低入札価格調査は、平成16年4月1日から、当分の間、試行する。

附 則

この要綱に基づく低入札価格調査は、平成17年4月1日から、当分の間、試行する。

附 則

この要綱に基づく低入札価格調査は、平成20年4月1日から、当分の間、試行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に規則第 74 条第 1 項の規定による請求又は第 74 条の 2 の規定による依頼が行なわれた契約について適用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に規則第 74 条第 1 項の規定による請求又は第 74 条の 2 の規定による依頼が行なわれた契約について適用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に規則第 74 条第 1 項の規定による請求又は第 74 条の 2 の規定による依頼が行なわれた契約について適用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 4 条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。